NPO法人 福知山BGM福祉サービス
身体拘束等の適正化のための指針

1. 当事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであるため、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

2. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

当該利用者又は他の利用者などの生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。しかし、以下の３つの要件すべてを満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行うことがあります。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行います。

①切迫性　：利用者本人または他の利用者などの生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること
②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援の手法がないこと
③一時性　：身体拘束による行動制限が一時的なものであること

3. 身体拘束適正化委員会その他の事業所内の組織に関する事項

（1） 身体拘束適正化委員会の設置及び開催

当法人では、身体拘束等の適正化に向けて「身体拘束適正化検討委員会」を「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）と一体的に設置します。委員会は年１回以上開催し、次のことを協議します。

・虐待の防止のための指針の整備に関すること
・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
・職員が虐待等を把握した場合に、市町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
・身体拘束等適正化に関すること

（2） 委員会の構成員

委員会の委員長は理事長とします。委員には、虐待防止担当者及び、必要とされる者の中で委員長が指名した者を加えます。

4. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束等の適正化のための職員研修を原則年１回および新規職員採用時に実施します。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指

針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存します。

5. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を委員会に報告するものとします。この際、委員長が、定期開催の委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に委員会を招集するものとします。

6. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、支援決定会議において組織として慎重に検討・決定します。身体拘束等を行う場合には、個別支援計画に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画書に記載します。

② 本人・家族への十分な説明

利用者本人や家族に身体拘束等が必要なその理由、方法、時間帯及び時間、その際の利用者の特記すべき心身の状況並びにその他必要な事項を十分に説明し、了解を得ます。

③ 行政への相談、報告

身体拘束等を行う場合、市町の障害者虐待防止センター等、行政機関に相談・報告します。

④ 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討します。身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合、直近の支援決定会議で報告します。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に常設し、また、ホームページに公表します。

8. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

「4 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則 この規程は令和 4 年 10月 1 日から施行する。